

第9回 北陸地方整備局幹部との意見交換会(議事要旨)

<p>③ダンピング対策等について</p>	<p>□法令違反に対する対応の強化について、ダンピング対策や対等な元下関係を構築するため、昨年度から「建設業法令遵守推進本部」を設置し、立入調査等により法令違反への対応を強化しているところである。今年度については次のとおり対応することとしている。①元下間の法令違反行為の明確化については、昨年策定された「建設業法令遵守ガイドライン」について、業界団体主催の研修会、講演会などを通じて、総合工事業者、専門工事業者それぞれに一層の周知に努めてまいります。併せて「駆け込みホットライン」についても、特に専門工事業者団体の研修会、講演会などを通じて周知を図ってまいります。②立入調査件数については、昨年に引き続き、元下関係の適正化を推進するため、昨年度並みの件数を予定している。また、下請業者が講じておくべき対応について、法令違反の疑いがあるとして、建設業法令遵守推進本部に寄せられた案件について、国土交通省や県が元請建設業者に対して行政処分や行政指導を行うためには、専門工事業者の皆さんに元請業者と行った情報を記録・保存していただき、それを国土交通省には提供していただきたいと思いますと考えている。</p> <p>□知事許可業者の法令遵守の取組に関しては、これまで、管内の三県の建設業許可部局とブロック会議等の場を通じて情報交換を行ってきたところである。建設業法令遵守推進本部等に寄せられた法令違反疑義案件の中で、大臣許可業者と知事許可業者間のトラブルについても、県許可部局と密な情報交換を行っているところである。今年度は、大臣許可業者とのトラブルの相手方にある知事許可業者に対しても、県と調整し理解を得て、可能な限り立入調査を行うよう努めてまいります。今後とも三県の許可部局とは連携を密にし、建設業者の指導等を行ってまいります。</p> <p>□品確法を踏まえ、関係省庁の緊密な連携を確保し施策の円滑な実施を図るため、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する各省庁連絡会議」において、本年3月に「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」が府省間で申し合わせされた。その中で、下請企業へのしわ寄せの防止や不公正な取引に対する監視の強化等について、政府一丸となって必要な対策を進めることとしたところである。なお、不適正な取引事案については、公正取引委員会との連携も含め、適切に対応してまいりたいと考えている。</p>	<p>建政部</p>	
<p>④専門工事審査型総合評価方式の拡充について</p>	<p>□専門工事審査型総合評価方式の拡充について、専門工事審査型総合評価方式(今年度から名称を「特定専門工事審査型総合評価方式」に変更)については、平成20年度の事業において試行するよう本省通達が出されており、北陸地方整備局においては昨年度に引き続き、今年度も本方式を試行拡充することとしている。昨年度は河川堤防の災害復旧工事2件で試行を実施しており、具体的には地盤改良工(静的砂杭工法)を専門工事種に指定しています。事前に専門工事業者の見積書の提出を求めて審査を実施し、その見積書による契約を義務づけたことにより、専門工事に関する部分については、確実な施工が確保されると考えている。H20年度は地盤改良工、杭基礎工などの高度な専門の施工能力を必要とする工種が主たる部分を占める工事において試行を予定。件数は、昨年度並み以上を目標とする。</p> <p>□下請負契約書の金額点検の実施について、整備局においては、平成19年度より原則全ての工事(予定価格1千万円以上)に施工体制確認型総合評価方式を適用しており、低入札者に対しては追加資料の提出を求め、対面でヒアリングを実施した上で厳格に審査を行っている。この際、下請け業者からの見積が提出され、それが合理性を有しているかについて確認を行っている。</p> <p>□地方自治体への総合評価方式の普及については、地方整備局は先頭を切ることによって普及が進むものと考えており普及に努めてまいります。</p>	<p>企画部</p>	
<p>■追加意見</p>	<p>回答</p>	<p>回答部局</p>	
<p>○発注者の設計図書が曖昧な部分がある。</p>	<p>□現状我々も不調不落という問題があり、図面に全てが記載されていないリスクが読み切れないという反省がある。分かる限りの条件、詳細を設計図書に示すようにする。また、条件明示をしっかりとしてほしいということについては、管内の地方自治体との会議の場などを通じて、自治体へもお願いして参りたい。</p>	<p>営繕部</p>	